

## ■第14回院内集会を開催しました

去る2月9日（木）参議院議員会館講堂において、第14回院内集会を開催しました。

定刻の午前11時に始まった集会ではまず初めに牧山ひろえ参議院議員からご挨拶をいただき、その後引き続いて、山田理事長から挨拶と三点にわたる協力要請（右欄参照）がありました。



牧山ひろえ  
参議院議員

議事ではまず原発ウォッチャーの中川晋一氏から福島原発の現状について詳細な説明があり、「収束宣言」後も相変わらず不安定な状況が続いているとの指摘がありました。

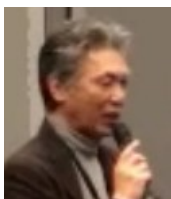
続いて、行政・法令等ウォッチャーの内藤忍氏が、今回の原発事故に関連する法律を整理して説明しました。

その後、山田理事長より「福島原発行動隊の現状と当面の活動方針」（別紙参照）が提起され、討論に入りました。



中川晋一氏

討論では様々な意見が出されました。「我々の行動がうまくいかない点を自ら整理、反省し先に進むべきである」「HPを工夫する余地がある」、「民主党政権に問題がある。民主党に頼らず各党に要請すべきだ」、「福島の市町村の首長との接触を試みるべきである」、「東京電力に対するスタンスを再考する必要があるではないか」などが出された主な意見です。



内藤忍氏

これらの発言を受けて山田理事長がまとめの言葉を述べるとともに、当面の活動方針を担う「戦略チーム」の編成を提起しました。

なお今回の集会には、民主党参議院議員で財務副大臣の藤田幸久氏、民主党参議院議員の姫井由美子氏、民主党衆議院議員の田島要氏がいずれもご挨拶いただきました。



## ■院内集会での山田理事長からの要請

以下の三点についてお願いいたします。

まず第一に、この集会は参議院議員会館でやっておりますので、金銭の授受を伴う行為は規定上いっさい禁止となっています。その点どうかご理解ください。

第二に、この会場でのチラシなどの配布についてです。ここにご参加いただいている方々はさまざまな意見をお持ちのことと思いますが、この場所でチラシやパンフレットを配ることについては内容的にいろいろ異論があったりすることがありますので、今後はこの集会でチラシ類を配布したいという方は1週間前までに事務局にその旨ご連絡いただきたいと思います。

毎週金曜日の午前11時から1時間ないし1時間半ぐらい、事務局で連絡会議をやっております。そこで審議をして、問題がないかどうか、つまり福島原発行動隊の趣旨に反するようなことはないかを確認した上で当日配っていただくことにしたいと思います。その判断の議論に参加したい方は、参加自由ですので、金曜日の午前11時からの会議にご参加いただきたいと思います。

第三に、福島原発行動隊が発足して10ヶ月余りになりそれなりに名前が知られるようになったということもあって、福島原発行動隊員の肩書を使っているいろいろな活動をされる方がちらほら出てきています。行動隊員であるということを隠す必要はありませんが、行動隊と無関係な行為を行動隊員としておやりになるのは誤解を招くことがあると思います。例えば極端な話、福島原発行動隊員の誰かがりんごを売っているというのはちょっと話が違うだろうということになるわけで、行動隊員の肩書きで何らかのことをされる場合には事務局に相談していただきたいと思います。場合によっては政治的な問題になったりすることもありますので、どうぞご理解をお願いいたします。

## ■2012（平成24）年度会費納入のお願い

福島原発行動隊の会費規程により、本年4月から賛助会員の会費納入義務が生じます。ついては、賛助会員の皆さまには会費の納入をお願いいたします。詳細は後日ご案内します。

個人会員：1,000円

団体会員：一口50,000円（何口でも結構です）

## ■原発ウォッチャー報告の概要

項目	所見
原子炉設備	※格納容器内をごく一部観察。前途多難を浮き彫りに ※プールゲートのシール性低下が1~3号機で発生すると、原子炉ウエル側に水がないため深刻事態が発生する恐れあり
滞留水	※漏水事故が相次いで発生。 当面の凍結防止処置と、処理設備の恒久化が急務 ※新たな滞留水発見が続く。 地下水流入もあり滞留水容量のさらなる増加が必要
モニタリング除染	※除染廃棄物の仮置き場の準備難航 ※双葉郡に中間貯蔵施設を作るという政府案に双葉町長反発
被曝管理	平成21年度 放管手帳保有者： 75,988人 20mSv超被曝者： 7人 福島第一原発3~11月従事者： 18,846人 20mSv超被曝者： 3,312人
中長期ロードマップ	「東京電力福島第一原子力発電所1~4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」発表 ※2011年12月21日発表、略称「中長期ロードマップ」 ※解体完了まで、40年間の諸計画 -原子炉冷却、滞留水処理、海洋汚染拡大防止 -放射性廃棄物管理と敷地境界の線量低減、敷地内除染 -多核種除去装置の開発（現在はCsのみ） -使用済み核燃料取り出し、燃料デブリ取り出し -原子炉施設の解体、放射性廃棄物処理・処分 -作業円滑化のための体制および環境整備

ているのに対して、緊急事態の解除にあたっては内閣総理大臣が応急対策の「必要がなくなったと認める」だけでよいとされていることです（ただし原子力安全委員会の意見を聴く必要があります）。

③**原子力損害賠償支援機構法**は今回の福島第一原発事故をきっかけに制定されました。この法律で目を引くのはその第一条で、支援機構設立の目的として「原子力損害の賠償迅速かつ適切な実施」と並んで、「電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営の確保」が掲げられていることです。

## ■関西地区研修会のお知らせ

下記の要領でモニタリング研修会を大阪で開催します。ふるってご参加ください。

対象者：福島原発行動隊の行動隊員および賛助会員で放射線計測のご経験のない方。

先着順約50名まで

申し込み先：中川吉基

電話：070-5022-5130

メール：[yoshi-n@df7.so-net.ne.jp](mailto:yoshi-n@df7.so-net.ne.jp)

◇日程：3月10日（土） 13：00 スタート

◇場所：大阪保健福祉専門学校 大教室

◇研修会タイトル：「放射能と放射線はどう違う？」

◇当日の時間割

13：00～13：10 挨拶・説明（塩谷亘弘）

13：10～14：40 基礎講義（小林信雄）

（休憩）

15：00～16：30 実習（講師はJ-Village研修済の方々、測定器等使用）

（休憩）

16：30～17：00 まとめ、意見交換

## ■行政・法令等ウォッチャー報告の概要

今回検討したのは次の3つの法律です。

①原子力基本法（1955年）

②原子力災害対策特別措置法（1999年）

③原子力損害賠償支援機構法（2011年）

①**原子力基本法**は文字通り原子力に関する基本法であり、原子力に関わるさまざまな機関（原子力委員会、原子力安全委員会、日本原子力研究開発機構）の設立について定めている他、核原料物質の開発取得や管理、原子炉の管理、放射線による障害の防止等について規定しています。そしてこの基本法に基づき、それぞれの機関や事項についてさまざまな個別法が制定されています。

②**原子力災害対策特別措置法**は、1999年に茨城県東海村で起きた臨界事故をきっかけに制定されました。今回の福島第一原発の事故に際して、内閣総理大臣が「原子力緊急事態宣言」を発出し、「原子力災害対策本部」が設置されましたが、これらの措置はこの特別措置法に基づいています。

注目すべきなのは、「緊急事態宣言」を出す際には基準となる放射線量や事象が政令等で詳しく規定され

## ご寄附口座のご案内

●郵便振替

00190-3-466754 一般社団法人 福島原発行動隊

●ゆうちょ銀行

〇一九（ゼロイチキュウ）店（019）

当座 0466754 シャ）フクシマゲンパツコウドウタイ

●城南信用金庫

新橋支店 普通預金 469257 一般社団法人 福島原発行動隊

●三菱東京UFJ銀行

新橋支店 普通預金3268141 一般社団法人 福島原発行動隊

●JustGivingJapanからのご寄附

<http://justgiving.jp/np0/587>（クレジットカード利用可能）